

指定介護老人福祉施設のぞみの苑  
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人希望の家が運営する従来型指定介護老人福祉施設のぞみの苑（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(利用定員)

第3条 利用定員は20名とする。（指定短期入所生活介護も含む。）

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、介護職員を除き、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、介護職員については、従来型指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとする。

職種、員数及び 職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（指定介護老人福祉施設の管理者と兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 嘱託医師 1名

嘱託医師は、利用者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

三 生活相談員 2名

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 看護職員 5名以上

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 介護職員 24名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 管理栄養士 2名

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

七 機能訓練指導員 2名

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 事務職員 6名

従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たる。

三 事務職員 5名

事務職員は、必要な事務を行う。

従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

### 第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

#### 第4章 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成

するものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

四 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

五 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）

二 排泄の自立についての必要な支援

三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え

四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第14条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第15条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第17条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額又から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

六 理美容代

七 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 前条第2項第五号に規定する通常の送迎の実施地域は、桐生市及びみどり市の区域とする。

## 第5章 緊急時等の対応

(緊急時等の対応)

第21条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、利用者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

## 第7章 業務継続計画の策定等

(業務継続計画の策定等)

第23条 指定介護予防短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第8章 虐待防止に関する事項

(虐待防止の対応)

第24条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生その再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

四 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

五 その他虐待防止のために必要な措置

六 虐待の防止に関する担当者の設置

2 事業所は指定介護予防短期入所生活介護の提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 第9章 身体拘束等の適正化

(身体拘束の制限)

第25条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護者は、指定介護予防短期入所事業所において、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

( 掲 示 )

第29条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

( 個人情報の保護 )

第30条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

( 秘密の保持等 )

第31条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

( 苦情等への対応 )

第32条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

( 地域等との連携 )

第33条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

( 事故発生時の対応 )

第34条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。



3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第35条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 一 介護予防短期入所生活介護計画
- 二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第25条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

## 第10章 雑 則

(改正)

第36条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行適用する。

この規程は、平成22年1月21日から施行適用する。

この規程は、平成22年5月25日から施行適用する。

この規程は、平成22年6月21日から施行適用する。

この規程は、平成23年4月1日から施行適用する。

この規程は、平成24年4月1日から施行適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月29日施行し、8月21日より適用する。

この規程は、平成28年11月17日施行し、10月11日より適用する。

この規程は、平成28年11月17日施行し、10月21日より適用する。

この規程は、平成28年11月17日施行し、10月24日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年8月21日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

別 表

1. 介護給付サービスによる利用料金（1割負担の場合）

併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 451円
〃 2	〃 5,610円	〃 561円
要介護 1	〃 6,030円	〃 603円
〃 2	〃 6,720円	〃 672円
〃 3	〃 7,450円	〃 745円
〃 4	〃 8,150円	〃 815円
〃 5	〃 8,840円	〃 884円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 451円
〃 2	〃 5,610円	〃 561円
要介護 1	〃 6,030円	〃 603円
〃 2	〃 6,720円	〃 672円
〃 3	〃 7,450円	〃 745円
〃 4	〃 8,150円	〃 815円
〃 5	〃 8,840円	〃 884円

※ 連続61日以上 併設短期入所生活介護を行った場合（要支援は連続31日以上）  
併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 442円
〃 2	〃 5,480円	〃 548円
要介護 1	〃 5,730円	〃 573円
〃 2	〃 6,420円	〃 642円
〃 3	〃 7,150円	〃 715円
〃 4	〃 7,850円	〃 785円
〃 5	〃 8,540円	〃 854円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 442円
〃 2	〃 5,480円	〃 548円
要介護 1	〃 5,730円	〃 573円
〃 2	〃 6,420円	〃 642円
〃 3	〃 7,150円	〃 715円
〃 4	〃 7,850円	〃 785円
〃 5	〃 8,540円	〃 854円

2. その他の介護給付サービス（※要介護のみ）（1割負担の場合）

サービス内容	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
看護体制加算（Ⅲ）※	1日当り 120円	1日当り 12円
看護体制加算（Ⅳ）※	1日当り 230円	1日当り 23円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）※	1日当り 150円	1日当り 15円
送迎加算（片道）	1日当り 1,840円	1日当り 184円
療養食加算	1回当り 80円	1日当り 8円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当り 220円	1日当り 22円
看取り連携体制加算※ （死亡日及び死亡日以前30日以下に限り）	1日当り 640円 （7日を限度として）	1日当り 64円 （7日を限度として）
長期利用者（連続30日超）に対する短期入所生活介護減算※ ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。	1日当り △300円	1日当り △30円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	1月当り介護保険総額の14.0%	1月当り介護保険総額の14.0%の10%

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数の金額です。（介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の単位数を除く。）

3. 食事の提供に要する費用（食費）・居住の費用（居住費）

① 給付対象とならない場合のサービス（自己負担）

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	3食合計
食 費（1回あたり）	345 円	590 円	510 円	1,445 円
区 分	多床室（2人～4人部屋）		従来型個室（1人部屋）	
居住費（1日あたり）	915 円		1,231 円	

② 介護保険負担限度額認定証の適用により補足給付対象となる場合のサービス

上記①に係る費用について、認定証に記載されている額が自己負担の上限となります。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②
食 費（日額・負担限度額）	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
多床室（日額・負担限度額）	0 円	430 円	430 円	430 円
従来型個室（日額・負担限度額）	380 円	480 円	880 円	880 円

4. その他の費用

	金 額	備 考
理美容代（カットのみ） （パーマ・カラーリング等）	2,000 円 実 費	

別 表

1. 介護給付サービスによる利用料金（2割負担の場合）

併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 902円
〃 2	〃 5,610円	〃 1,122円
要介護 1	〃 6,030円	〃 1,206円
〃 2	〃 6,720円	〃 1,344円
〃 3	〃 7,450円	〃 1,490円
〃 4	〃 8,150円	〃 1,630円
〃 5	〃 8,840円	〃 1,768円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 902円
〃 2	〃 5,610円	〃 1,122円
要介護 1	〃 6,030円	〃 1,206円
〃 2	〃 6,720円	〃 1,344円
〃 3	〃 7,450円	〃 1,490円
〃 4	〃 8,150円	〃 1,630円
〃 5	〃 8,840円	〃 1,768円

※ 連続61日以上 併設短期入所生活介護を行った場合（要支援は連続31日以上）  
併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 884円
〃 2	〃 5,480円	〃 1,096円
要介護 1	〃 5,730円	〃 1,146円
〃 2	〃 6,420円	〃 1,284円
〃 3	〃 7,150円	〃 1,430円
〃 4	〃 7,850円	〃 1,570円
〃 5	〃 8,540円	〃 1,708円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 884円
” 2	” 5,480円	” 1,096円
要介護 1	” 5,730円	” 1,146円
” 2	” 6,420円	” 1,284円
” 3	” 7,150円	” 1,430円
” 4	” 7,850円	” 1,570円
” 5	” 8,540円	” 1,708円

2. その他の介護給付サービス（※要介護のみ）（2割負担の場合）

サービス内容	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
看護体制加算（Ⅲ）※	1日当り 120円	1日当り 24円
看護体制加算（Ⅳ）※	1日当り 230円	1日当り 46円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）※	1日当り 150円	1日当り 30円
送迎加算（片道）	1日当り 1,840円	1日当り 368円
療養食加算	1回当り 80円	1日当り 16円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当り 220円	1日当り 44円
看取り連携体制加算※ （死亡日及び死亡日以前30日以下に限り）	1日当り 1,280円 （7日を限度として）	1日当り 128円 （7日を限度として）
長期利用者（連続30日超）に対する短期入所生活介護減算 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない。	1日当り △300円	1日当り △60円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月当り 介護保険総額の14.0%	1月当り 介護保険総額の14.0%の20%

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数の金額です。（介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の単位数を除く。）

3. 食事の提供に要する費用（食費）・居住の費用（居住費）

① 給付対象とならない場合のサービス（自己負担）

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	3食合計
食 費（1回あたり）	345 円	590 円	510 円	1,445 円
区 分	多床室（2人～4人部屋）		従来型個室（1人部屋）	
居住費（1日あたり）	915 円		1,231 円	

② 介護保険負担限度額認定証の適用により補足給付対象となる場合のサービス

上記①に係る費用について、認定証に記載されている額が自己負担の上限となります。

	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
食 費（日額・負担限度額）	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
多床室（日額・負担限度額）	0 円	430 円	430 円	430 円
従来型個室（日額・負担限度額）	380 円	480 円	880 円	880 円

4. その他の費用

	金 額	備 考
理美容代（カットのみ） （パーマ・カラーリング等）	2,000 円 実 費	



別 表

1. 介護給付サービスによる利用料金（3割負担の場合）

併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 1,353円
〃 2	〃 5,610円	〃 1,683円
要介護 1	〃 6,030円	〃 1,809円
〃 2	〃 6,720円	〃 2,016円
〃 3	〃 7,450円	〃 2,235円
〃 4	〃 8,150円	〃 2,445円
〃 5	〃 8,840円	〃 2,652円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,510円	1日当り 1,353円
〃 2	〃 5,610円	〃 1,683円
要介護 1	〃 6,030円	〃 1,809円
〃 2	〃 6,720円	〃 2,016円
〃 3	〃 7,450円	〃 2,235円
〃 4	〃 8,150円	〃 2,445円
〃 5	〃 8,840円	〃 2,652円

※ 連続61日以上 併設短期入所生活介護を行った場合（要支援は連続31日以上）

併設短期入所生活介護費（Ⅰ）：個室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 1,326円
〃 2	〃 5,480円	〃 1,644円
要介護 1	〃 5,730円	〃 1,719円
〃 2	〃 6,420円	〃 1,926円
〃 3	〃 7,150円	〃 2,145円
〃 4	〃 7,850円	〃 2,355円
〃 5	〃 8,540円	〃 2,562円

併設短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室

要介護度	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
要支援 1	1日当り 4,420円	1日当り 1,326円
〃 2	〃 5,480円	〃 1,644円
要介護 1	〃 5,730円	〃 1,719円

〃 2	〃 6,420 円	〃 1,926 円
〃 3	〃 7,150 円	〃 2,145 円
〃 4	〃 7,850 円	〃 2,355 円
〃 5	〃 8,540 円	〃 2,562 円

2. その他の介護給付サービス（※要介護のみ）（3割負担の場合）

サービス内容	利用料単価	介護保険適用時の自己負担額
看護体制加算（Ⅲ）※	1日当り 120 円	1日当り 36 円
看護体制加算（Ⅳ）※	1日当り 230 円	1日当り 69 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）※	1日当り 150 円	1日当り 45 円
送迎加算（片道）	1日当り 1,840 円	1日当り 552 円
療養食加算	1回当り 80 円	1日当り 24 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日当り 220 円	1日当り 66 円
看取り連携体制加算※ （死亡日及び 死亡日以前 30 日以下に限り）	1日当り 640 円 （7日を限度として）	1日当り 192 円 （7日を限度として）
長期利用者（連続 30 日超）に 対する短期入所生活介護減算※ ※連続 61 日以上 短期入所生活介護を 行った場合には算定しない。	1日当り △300 円	1日当り △90 円
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ) ※	1月当り 介護保険総額の 14.0 %	1月当り 介護保険総額の 14.0%の 30%

※介護保険総額は、基本サービス利用料及び加算・減算利用料の総単位数の金額です。  
（介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の単位数を除く。）

3. 食事の提供に要する費用（食費）・居住の費用（居住費）

①給付対象とならない場合のサービス（自己負担）

区 分	朝 食	昼 食	夕 食	3 食合計
食 費（1回あたり）	345 円	590 円	510 円	1,445 円
区 分	多床室（2人～4人部屋）		従来型個室（1人部屋）	
居住費（1日あたり）	915 円		1,231 円	

②介護保険負担限度額認定証の適用により補足給付対象となる場合のサービス

上記①に係る費用について、認定証に記載されている額が自己負担の上限となります。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食 費（日額・負担限度額）	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円
多床室（日額・負担限度額）	0 円	430 円	430 円	430 円
従来型個室（日額・負担限度額）	380 円	480 円	880 円	880 円

4. その他の費用

	金額	備考
理美容代 (カットのみ) (パーマ・カラーリング等)	2,000 円 実 費	

